多賀城市

子育てのための
施設等利用費の請求のご案内
（認可外保育施設等利用の方向け）

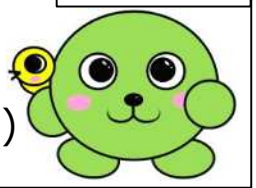

施設等利用給付認定児童（第２号・第３号）対象

多賀城市から子育てのための施設等利用給付認定を受け、幼児教育・保育の無償化の対象となる施設・事業を利用した場合、支払った利用料のうち、無償化の対象となる費用（子育てのための施設等利用費）を多賀城市からお支払いします。

1 請求の対象者

以下の(1)～(3)のいずれも満たす方が対象となります。

(1) 子育てのための施設等利用給付認定の第２号認定又は第３号認定を受けている方
(2) 認可外保育施設等を利用し、利用料を施設に支払った方
(3) 幼稚園・認定こども園・認可保育所・地域型保育事業・企業主導型保育事業を利用していない方

◆認可外保育施設等を複数利用している場合は、利用料の合計が月額上限額に達するまで支給されます。
◆通園送迎費、食材料費、行事費等は、無償化の対象となりません。
◆「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を指します。

2 請求手続きの流れ

子育てのための施設等利用費の給付を受けるためには、別途請求が必要となります。
請求書の様式は多賀城市ホームページからもダウンロードできます。

① 利用施設等で「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の発行を受ける。
（子育て援助活動支援事業の場合は、「活動報告書」）

② ①で発行された書類を添付し、下記請求時期ごとに「施設等利用費請求書」を記入の上、持参又は郵送により多賀城市に提出。

◆ 請求書記入方法については、「別紙　提出書類の記載例」参照
◆ 認定子どもの保護者（請求者）と異なる振込先を指定する場合は「委任状」を添付

③ その後、多賀城市が請求書類等を審査し、認定子どもの保護者名義の口座へ支給。

3 請求及び支給の時期

利用月	提出締切	提出先	支給予定日
４月～６月利用分	７月末	下記宛て郵送又は持参 〒985-8531 多賀城市中央二丁目１番１号 多賀城市保健福祉部 子ども政策課幼保支援係	請求から概ね１～２か月後
７月～９月利用分	１０月末		
１０月～１２月利用分	１月末		
１月～３月利用分	４月上旬		

4 提出前のチェックリスト ☑

書類に不備があると、施設等利用費の支払いができない場合、遅れる場合がありますのでご注意ください。

☑	チェック項目
□	**提出書類は全て揃っていますか。** □ ① 施設等利用費請求書 □ ② 領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書 □ ③ 委任状　※認定保護者名義以外の口座を振込先に記入した場合のみ
□	**請求書の認定保護者は、領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書の保護者名と同じですか。** ※認定通知書に記載されている保護者が父の場合、請求書の保護者名も父となります。
□	**請求日は領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書発行日以降の日付ですか。** ※領収証兼提供証明書発行日以降の日付でないと受付られません。
□	**【１月分～３月利用分の請求の場合のみ】** **請求日は利用年度の<u>３月３１日</u>までの間の日付ですか。４月１日以降の日付になっていませんか。** ※事務処理の都合上、領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書発行日以降から利用年度の３月３１日までの日付でご請求ください。 （例：令和7年１月～令和7年３月分の請求の場合→令和7年３月３１日） なお、設定している提出締切を過ぎている請求の場合は子ども政策課までご相談ください。
□	**振込先口座に誤りはありませんか。** ※普通預金・当座預金の種別のチェックは漏れていませんか。 銀行名・支店名・口座番号に誤りがないかもう一度確認をお願いいたします。 ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号の桁数に誤りがないかもう一度確認をお願いいたします。
□	**施設に支払った金額や請求金額に誤りはありませんか。** ※「認可外保育施設等に支払った月額利用料(A)」は、領収金額の合計金額ではなく、領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書に記載してある「**<u>無償化対象額(①)</u>**」です。 ※請求額は、「月額上限額(B)」と「認可外保育施設等に支払った月額利用料(A)」のどちらか低い額です。
□	**上限額に誤りはありませんか。** ※上限額は第２号認定が３７，０００円、第３号認定が４２，０００円です。 ※月途中での認定開始又は認定消滅の場合、上限額も日割となります（計算式は施設等利用費請求書下部参照）。
□	**修正液や修正テープを使用していませんか。** ※修正がある場合には二重線で訂正してください。

5 お問い合わせ

多賀城市保健福祉部子ども政策課幼保支援係
☎０２２－３６８－１６０５
〒985-8531　多賀城市中央二丁目１番１号

提出書類の記載例

◆ 油性ボールペンなど容易に消えないもので記入してください（鉛筆、消せるインキを使用したものは使用不可）。
◆ 修正がある場合は、二重線で訂正してください。

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

多賀城市長　殿

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規
請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意し
1．申請者と認定子どもが、多賀城市内に居住していること
2．実際に利用していることを多賀城市が対象施設に確認す
3．利用料の支払い状況を多賀城市が対象施設に確認するこ
4．課税状況を多賀城市が確認すること。

認定保護者（施設から発行される領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書に記載）の保護者氏名を記入してください。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	タガジョウ　イチロウ	請求日	令和　○ 年 ○ 月 ○ 日
氏名	多賀城　一郎	現住所	〒 9 多賀
生年月日	(昭和)・平成　○　年　○　月　△　日	電話番号	

請求日は、施設が発行する「領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書の発行年月日以降の日付で記入してください（3月請求分は3月31日まで）。

2．認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

フリガナ	タガジョウ　タロウ	生年月日	令和　○ 年 ○ 月 △ 日
氏名	多賀城　太郎	認定番号	1234

3．振込先

金融機関	ゆうちょ銀行以外	○×△　(銀行)・信用金庫・農協・信用組合　多賀城　(支店)・出張所		口座名義(カタカナ)	タガジョウ　イチロウ
		預金種目	■ 普通　□ 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行		口座名義(カタカナ)	
		記号（左づめ）		番号（左づめ）	

※振込先は原則、認定保護者名義の口座です。認定保護者名義以外の口座に振り込む

原則、認定保護者名義の口座を記入してください。
認定保護者以外の名義口座の場合は、委任状の添付が必要です。

4．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事

①	施設名／事業名	○○保育園／認可外保育施設	②	施設名／事業名	○△保育園／一時預かり事業
③	施設名／事業名	□□保育園／病児保育事業	④	施設名／事業名	宮城県一／子育て援助活動支援事業
⑤	施設名／事業名				

複数の施設等を利用した場合は、
事業ごとに利用した施設名等を記入し、各月ごとの合計金額を記載してください。

5．施設等利用費の請求

利用年月日	認可外保育施設等に支払った月額利用料（A）	月額上限額（B） 新2号認定：37,000円 新3号認定：42,000円	請求額 （AとBを比較して小さい方）
令和　○　年　4　月	35,000　円	37,000　円	35,000　円
令和　○　年　5　月	35,000　円	37,000　円	35,000　円
令和　○　年　6　月	35,000　円	37,000　円	35,000　円

※領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。
子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

施設が発行した「**領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書**」から「**無償化対象額（①）**」を転記してください。
◆領収金額の合計額ではありませんのでご注意ください。
◆子育て援助活動支援事業の場合は、活動報告書の報酬額が対象となります。

			時間帯（利用時間帯の内でも可）	領収金額		
				無償化対象額（①）	無償化対象外額（②）	合計（①＋②）
令和 ○ 年 4 月	1 日 ～ 30 日	日	9 ： 00 ～ 18 ： 00	35,000 円	1,800 円	36,800 円
令和 ○ 年 5 月	1 日 ～ 31 日	日	9 ： 00 ～ 18 ： 00	35,000 円	1,800 円	36,800 円
令和 ○ 年 6 月	1 日 ～ 30 日	日	9 ： 00 ～ 18 ： 00	35,000 円	1,800 円	36,800 円